

はじめての集団生活

保育所・認定こども園・幼稚園等

市内には保育所・認定こども園・幼稚園が合わせて7か所あります。それぞれの園で子どもの健やかな成長を支え、子育て支援に力を入れています。

保育所・認定こども園

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

公私立	保育所名	所在地	定員(人)	電話番号	開所時間	特徴
私立	宮田保育園	宮田 124	120	32-0210	7時～18時 延長保育 18時～19時	福丸保育園と同じ法人によって運営されています。全職員で全園児のお世話ができる「大きな家庭」を意識し、ひとりひとりの育ちをふまえた園児に負担をかけない「養護」と「教育」の実践を目指します。
私立	福丸保育園	福丸 504	120	52-0169	7時～18時 延長保育 18時～19時	宮田保育園と同じ法人によって運営されています。園舎上のネスミ（福チュウ）が目印です。全職員で全園児のお世話ができる「大きな家庭」を意識し、ひとりひとりの育ちをふまえた園児に負担をかけない「養護」と「教育」の実践を目指します。
私立	なないろ保育園	本城 445	100	28-8002	7時～18時 延長保育 18時～19時	子ども達が笑顔でのびのびと成長し、子ども達の個性がなないろに輝く保育を目指します。登園・降園時には、制服があります。
私立	なないろ保育園2	本城 441	75	28-8011	7時～18時 延長保育 18時～19時	子供との信頼関係を大切にし、ひとりひとりが安心して生活できるような保育、保護者と園が子育ての悩みや喜びを伝え合い、みんなで育ち合う保育を目指しています。登園・降園時には、制服があります。
私立	宮若さくらこども園	磯光 1317-136	230	32-2888	7時～18時 延長保育 18時～19時	市内で一番大きい幼保連携型認定こども園です。定員は保育所籍が185人、幼稚園籍が45人です。園児ひとりひとりが、のびのびと自己を発揮し、意欲的、主体的に楽しく生活する力を育て、乳幼児期全体を通して一貫性のある教育・保育の充実を目指しています。

※延長保育は在園児のみ利用可能です。延長保育を利用するためには、事前に登録が必要です。詳しくは実施保育所（園）へお尋ねください。



● 宮田保育園



● 福丸保育園



● なないろ保育園



● なないろ保育園2



● 宮若さくらこども園

保護者の保育の必要性（就労状況等）によって、保育時間は、下記のいずれかに区分されます。

	保育標準時間利用	保育短時間利用
最大利用可能時間	11 時間	8 時間
保護者の就労時間	月 120 時間を超える場合	月 48 時間以上 120 時間未満
保育時間	7 時～18 時	8 時～16 時
延長保育	18 時～19 時	7 時～8 時・16 時～19 時

※「保育短時間利用」に認定された場合は、認定時間を超えての施設の利用は、延長保育となり、別途利用料金が発生します。

宮若市多子世帯利用者負担額（保育料）減免事業

宮若市では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るとともに定住化を推進するため、18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している世帯が保育所等に入所した場合、第2子、第3子以降の児童の利用者負担額を減免します。

減免後の額

第2子	1/2	第3子以降	無料
-----	-----	-------	----

対象者

児童が2人以上いる世帯において、以下の全てに該当する場合は申請の対象となります。

- 認可保育所等に入所している児童（市内、市外は問いません）
- 市に対して納付すべき市税、利用者負担額（保育料）、負担金、使用料等の滞納がない児童の保護者（父母又は児童の生計を維持している者）

〈例〉

兄（高校生）、弟（中学生）、妹（保育所）	◎減免の対象です。《無料》
姉（小学生）、弟（保育所）	◎減免の対象です。《1/2 減額》
姉（小学生）、妹（保育所）、妹（保育所）	◎減免の対象です。《1/2 減額、無料》
兄（保育所）、妹（保育所）、弟（保育所）	×申請の必要はありません。

※保育所等に3人以上同時に入所している場合は、現行の制度で第2子は保育料の1/2減免、第3子以降は無料となるため、申請書の提出は必要ありません。お間違えのないようご注意ください。

減免の手続きについて

該当する方は入所申込みの際に「宮若市多子世帯利用者負担額減免申請書」を提出してください。

※減免を受けるためには、申請が必要です。

※世帯の状況によっては、別途必要書類を添付していただく場合があります。

※3月31日までに市税等の納付が確認できた場合に限り、減免が適用されます。4月1日以降に市税等の滞納分を納入された場合は、完納された翌月分からの適用となりますのでご注意ください。なお、コンビニでお支払いになられた場合は入金確認できるまでに2週間程度を要するため、口座引き落としを推奨します。

お問い合わせ

宮若市役所 子育て福祉課 子育て支援係 TEL 32-0517
若宮総合支所 市民窓口課 市民窓口係 TEL 52-1113

幼稚園

お問い合わせ先

教育委員会教育総務課教育総務係
教育委員会教育総務課幼稚園係

☎ 32-1007

市内には2つの公立幼稚園があります。
詳しくは、各幼稚園または係へお問い合わせください。

幼稚園名	所在地	対象年齢	TEL & FAX	給食	備考
宮田南幼稚園	宮田 3461	3・4・5歳	TEL 32-4829 FAX 32-4829	有	<p>【教育時間】 9時から14時30分まで ※但し、園の行事等で変更になる場合があります。</p> <p>【入園時】 制服・体操服・用品代等： 20,000円程度</p>
若宮幼稚園	竹原 5-1	3・4・5歳	TEL 52-0202 FAX 52-3055	有	<p>【毎月】 給食費：4,000円 教材費・後援会費等：2,000円程度（園により異なります）</p> <p>※給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだいの年齢によって減免になる場合があります。</p>



● 宮田南幼稚園



● 若宮幼稚園

保育所・幼稚園地図



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

幼児教育・保育の無償について

3歳（幼稚園籍については満3歳）から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの保育料・授業料が無償となりました。

認可保育所や認定こども園（保育園籍）を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までです。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。なお、給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだい児の年齢によって減免になる場合があります。

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園や認定こども園（幼稚園籍）を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になったときから小学校入学前までです。
- 無償の対象となるための認定が必要です。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。なお、給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだい児の年齢によって減免になる場合があります。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になったときから小学校入学前までです。
- 保育料・授業料は、月額2万5,700円を上限として無償化されます。無償の対象となるための認定が必要です。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。
- 週2回利用等のプレ保育や幼児教育類似施設は、無償化の対象外です。

幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）の預かり保育を利用する場合

ご家庭に保育の必要性がある場合、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

無償の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育の必要性の「認定」には、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が必要です。

届出保育施設（企業主導型保育施設）を利用する場合

【対象者・利用料】

- 3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償されます。

【条件】

- 保育所、認定こども園等を利用していない人が対象となります。
- 無償の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育の必要性の「認定」には、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が必要です。

企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償。

企業主導型保育事業は給付手続きが他の施設と異なります。詳しくは、施設にご確認ください。

【対象施設・事業】

- 届出保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業等が対象となります。
- 届出保育施設には、ベビーシッター等を含みます。
- 届出保育施設が無償の対象となるには、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。
※通われる施設が対象となるかは、各施設又は施設が所在する市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ

幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）に関すること

宮若市役所 教育総務課教育総務係

電話：0949-32-1007

保育所、認定こども園（保育所籍）、幼稚園（預かり保育の無償分）、届出保育施設等に関すること

宮若市役所 子育て福祉課子育て支援係

電話：0949-32-0517

企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは、平成 28 年 4 月に内閣府が始めた企業等が設置する従業員の方向けの保育事業です。空き状況に応じて、従業員の方以外の受け入れも行っております。

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的としています。入所申し込みなど、お問い合わせは各施設へ直接お願いします。

事業の特徴

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できます。
- 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- 地域の子どもの受け入れができます。(定員の 50%以内)

市内の施設

施設名	住所	問い合わせ先
かさまつ保育園 いきいきキッズパーク	宮若市下有木 837	0949-52-7090
ぼたぼた園	宮若市磯光 471-1	0949-32-4288
ぼたぼた園 2	宮若市鶴田 1861-5	0949-32-8808
ぴーす保育園	宮若市福丸 176-1	0949-28-8884
いきいき保育園	宮若市本城 734-B-1	0949-52-6646



届出保育施設（企業主導型保育施設含む）の利用者へ 利用者負担額を補助します

宮若市では、近年の保育需用の増大に対応し、認可保育施設だけでなく届出保育施設の利用促進を図るため、令和2年4月から、新たに2つの利用者負担額の補助を開始しました。

① 宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金

【概要】

令和2年4月分からの利用者負担額の一部の補助を行います。

【対象施設】

企業主導型保育施設（市内、市外は問いません）

【対象】

- (1) 3歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の企業主導型保育施設を利用している児童
- (2) 上記施設を15日以上利用している人（病欠及び都合欠を含む）
- (3) 宮若市民の人

【補助対象額】

施設に支払っている利用者負担額のうち子ども1人につき上限月額13,000円

※給食費、延長保育料等は除きます。

(例) 30,000円(施設が定めた利用者負担額) - 13,000円(宮若市が補助) = 17,000円(本人負担額)

【補助対象期間】

令和2年4月利用分から令和5年3月31日まで

【提出書類】

- 提供証明書兼領収書 ※通われている企業主導型保育施設へ発行を依頼してください。
- 申請書（請求書）
- 振込先口座の通帳の写し ※以前、同補助金を申請した事があり、同じ口座への振り込みを希望する場合は不要です。

【提出先】

現在通っている企業主導型保育施設

※申請時に卒園、退園している場合は宮若市役所子育て福祉課窓口までご提出ください。

【申請時期】

毎年1月

※卒園や年度途中で退園、市外へ転出される場合はその翌月

② 宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業補助金

【概要】

児童の利用者負担額（保育料）を、第2子半額、第3子目以降を全額補助します。

【対象施設】

- (1) 届出保育施設
- (2) 企業主導型保育施設

※市内、市外は問いません。

【対象】

- (1) 3歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の児童
- (2) 市に対して納付すべき金銭（市税、利用者負担額（保育料）、負担金、使用料等）の滞納がない児童の保護者（父母又または児童の生計を維持している人）
- (3) 宮若市民の人

【補助対象額】

18歳未満の児童のうち年長者を第1子とし、年長順に数えて第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を全額補助します。

※給食費、延長保育料等は除きます。

（例1）第3子で利用者負担額30,000円を納めている場合。

30,000円（施設に利用者負担額支払）⇒0円（宮若市が補助）

（例2）第2子で利用者負担額30,000円を納めている場合。

※上記の宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金と併用ができます。

30,000円（施設に利用者負担額支払）⇒①15,000円（宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業により補助）②13,000円（宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業により補助）③残り2,000円が保護者負担

【補助対象期間】

令和2年4月利用分から

【提出書類】

- 申請書

【提出先】

宮若市役所 子育て福祉課子育て支援係

【申請時期】

毎年12月

※卒園や年度途中で退園、市外へ転出される場合はその翌月。



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

市立小学校の入学手続き

お問い合わせ先

教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 32-1007

就学前健康診断

毎年秋頃、小学校へ入学するお子様を対象に就学前健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科）を行います。会場や日程については、市教育委員会から「就学時健康診断」のお知らせが保護者あてに送られます。

入学案内

入学する学校、及び入学式をお知らせする「入学通知ハガキ」が1月末頃に保護者あてに送られます。
※1月末までに通知が届かない場合は、お問い合わせください。

入学前説明会

毎年2月頃、各学校で行います。保護者あてに校区の学校から案内通知が送られます。

就学相談

さまざまな理由により、言語、情緒などの精神面、知的面、身体面などに不安のあるお子様の就学について就学相談を行っています。入学や学校生活に不安をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

小学校入学

市内には4カ所の公立小学校があります。子どもたちの小学校生活を家庭、地域、学校が一体となって見守っていきます。学校での生活について、詳しくは各学校へお問い合わせください。

小学校名	住 所	電話番号	特 徴
宮田南小学校	宮田 3461	32-0066	宮若東中学校に隣接し、中学生とも楽しくお話しする、元気いっぱいな児童が待っています。
宮田北小学校	龍徳 1464	33-1367	歴史と伝統のある小学校です。学年を超えて仲のいい児童たちです。
宮若西小学校	金丸 417-1	52-0058	施設一体型の小中一貫教育校です。子ども達が生き生きと学び、わくわくする学校を目指しています。
光陵小学校	磯光 1317-10	34-3911	令和4年4月から開校の新しい学校です。未来に向けて光輝く子どもが育つ学校を目指します。

市外からの転入

本庁市民課または支所市民窓口課で転入届を行った後、必要書類を持って新しい学校へ行ってください。
【必要書類】前の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書、市民課または市民窓口課発行の転入学通知書

市外への転出

本庁市民課または支所市民窓口課で転出届を行った後、転学通知書を持って通学している学校へ行ってください。

【必要書類】現在の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書、市民課または市民窓口課発行の転学通知書

市内での転居

転居で校区が変わった場合は、本庁市民課または支所市民窓口課で転居届を行った後、転学通知書を持って現在の学校へ行き、転入学通知書と在学証明書、教科用図書給与証明書を持って新しい学校へ行ってください。

【必要書類】市民課または市民窓口課発行の転学通知書、転入学通知書、現在の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書